

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するもの(現に子どもを監護する者が2人以上あるときは規則で定めるもの)をいう。

3 この条例において「高校生等」とは、子どものうち、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(令3条例11・一部改正)

(受給資格者)

第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であって、本市の区域内に住所を有する子ども(以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年長久手町条例第23号)又は長久手市障害者医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第21号)により医療費の支給を受けることができる者(同条例第2条第5号から第7号までに規定する精神障害者を除く。)の保護者は、受給資格者としな

(平26条例29・令3条例11・令3条例26・令4条例30・一部改正)

第3条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(次項において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(次項において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、前条の規定にかかわらず対象となる子どもとする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる子どもについては、前条の規定にかかわらず対象となる子どもとしな

(支給の範囲)

第4条 市長は、対象となる子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定めるところにより、受給者(第3条第1項に規定する受給資格者であって、第5条の子ども医療費受給者証の交付を受けた者及び高校生等の受給資格者であって子ども医療費の支給申請を行った者をいう。以下同じ。)に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。ただし、高校生等の疾病又は負傷については、入院医療に限り、医療保険自己負担額を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方式の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(令3条例11・令4条例30・一部改正)

(子ども医療費受給者証)

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者(高校生等に係る医療費を受けようとする場合を除く。)は、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

(令3条例11・令4条例30・一部改正)

(受給者証の提示)

第6条 受給者は、第4条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合(高校生等に係る医療費を受けようとする場合を除く。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。

(令3条例11・一部改正)

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者が医療機関等で対象となる子ども(高校生等を除く。)に係る医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

3 高校生等に係る医療費の支給は、当該医療費を受給者に支払う。

(令3条例11・一部改正)

(届出義務)

第8条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条の2 市長は、医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給者が、対象となる子どもの医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときはその価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による医療費の支給は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用する。

附 則(昭和59年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町乳児医療費支給条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町乳児医療費支給条例の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成3年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町乳幼児医療費支給条例の規定は、平成3年4月1日以後に行われた医療について適用する。

附 則(平成5年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町乳幼児医療費支給条例の規定は、平成5年4月1日以後に行われた医療について適用する。

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町乳児医療費支給条例の規定は、平成6年4月1日以後に行われた医療について適用する。

附 則(平成14年条例第17号)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後3年を経過した者のうち、長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年長久手町条例第23号)及び長久手町障害者医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第21号)による受給者は、第2条第1項の規定についてはなお従前の例による。

3 この条例の施行の日において、新たに第2条第1項に該当し受給者となる者は、この条例の施行の日より前に第5条に規定する申請をすることができる。

4 この条例の施行の日より前になされた改正前条例第5条に規定する申請及び前項の申請は、改正後条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。

5 この条例の施行の日より前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則(平成15年条例第21号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、出生の日以後4年を経過した者のうち、長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年長久手町条例第23号)及び長久手町障害者医療費支給条例(昭

和48年長久手町条例第21号)の適用を受ける者にあつては、改正後の長久手町乳幼児医療費支給条例(以下「改正後条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日において、新たに改正後条例第2条第1項に該当することとなる者については、施行日前に乳幼児医療費受給者証交付申請(以下「申請」という。)を行うことができる。
- 4 施行日前になされた改正前の長久手町乳幼児医療費支給条例第5条に規定する申請及び前項の申請は、改正後条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
- 5 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則(平成18年条例第33号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第17号)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前になされた改正前の長久手町乳幼児医療費支給条例第5条に規定する申請は、改正後の条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
- 4 施行日において、改正後の長久手町乳幼児医療費支給条例、長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び長久手町障害者医療費支給条例により新たに受給者証の交付を受けることができる者の当該受給者証の交付申請及び当該受給者証の交付は、施行日前に行うことができる。

附 則(平成19年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)までに出生の日以後4年(出生の日が月の末日以外の日である場合にあっては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日までの期間)を経過した者のうち、長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年長久手町条例第23号)及び長久手町障害者医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第21号)の適用を受ける者にあつては、改正後の長久手町子ども医療費支給条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (平成23年規則第17号で平成23年11月1日から施行)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療の支給については、なお従前の例による。
 - 3 施行日前になされた改正前の長久手町子ども医療費支給条例第5条に規定する申請は、改正後の長久手町子ども医療費支給条例(以下「新条例」という。)第5条の規定によりなされた申請とみなす。
 - 4 施行日において、新条例により新たに受給者証の交付を受けることができる者の当該受給者証の交付申請及び当該受給者証の交付は、施行日前に行うことができる。

附 則(平成26年条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。